

北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）（素案）についての  
意見募集結果

令和元年（2019年）12月13日 ～ 令和2年（2020年）1月13日

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「回復」という言葉を使用すると、専門家でない一般道民の多くは、「完治」のことだと誤解するため、「回復」ではなく「寛解」（かんかい）という言葉を使用すべきである。</p>	<p>・当該計画は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき策定するものであり、法において用いている「回復」という言葉を使用しています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>ギャンブル等依存症に対する誤解と偏見を解くための広報がまず求められている。</p>	<p>・各種広報などを積極的に活用し、多くの道民へ情報を伝えられるよう普及啓発に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>学校教育における指導の充実（21ページ）について、以下のように修文する。 「・高等学校においては、科目「保健」で、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことについて、わかりやすいリーフレットの活用などにより確実に学び、理解できる機会を提供します。」とする。</p>	<p>・案を一部修正しました。（P21）</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>誰の目にもつくような勧誘方法や容易にアクセスできることの是非が問われているのであるから、ギャンブル等のあり方に対する規制は国の所管ではあるが、このあり方について地方自治体として国に対して、提言することは可能である。北海道として国に対して、ギャンブル等依存症対策のためにギャンブル等のあり方について積極的な提言を行うことが必要不可欠である。</p> <p>公営ギャンブルなどその規制のあり方についての国への提言について別項目を立てて、以下の通り、追加すること。 「第V章 国への提言」とするか、「（3）不適切な誘引の防止（予防）」の中の「具体的取組」（22ページ）の中に追加する。 「ギャンブル等依存症対策は既存の依存症患者への対策であると同時にいかにして依存症患者を発生させないかという対策こそ重要ですが、広告規制等のあり方について自治体レベルでは不可能なものについては、国に対し、積極的に提言していきます。」</p>	<p>・本推進会議に関係事業者も参画していただいていることから、広告や入場管理の取組などについては、情報共有し、その周知を図るなど、関係機関等の連携を迫記しました。（P22）</p> <p>・今後、全国のギャンブル等依存症対策担当者会議等で意見を積極的に発言していきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p>高校生の理解を深めるためにもその啓発内容についても積極的に示すべきであり、ギャンブルの仕組みやギャンブルが禁止された立法趣旨（健全な経済活動及び勤労への影響と、副次的犯罪の防止）を示して高校生に考える機会を与えるべきである。</p> <p>学校教育における指導の充実（21ページ）について、以下の文を付け加える。</p> <p>「・ギャンブル等が我が国で禁止されてきたのは健全な経済活動及び勤労への影響と、副次的犯罪の防止にあることやギャンブルの仕組みなどを学ぶ機会を提供します。」</p>	<p>・学習指導要領に基づき指導することとしております。</p>	C
<p>職場での啓蒙について、要求のあった事業所だけにリーフレットを配布したところで普及啓発活動としての効果には疑問があるところである。こうしたリーフレット作成のためのコストを掛けるのであれば、高校生に配布する方が効果的なのではないかと思われるところ、優先順位があるとすれば、リーフレット作成に掛けるコストは高校教育の中での活用を優先すべきである。</p>	<p>・今後の具体的施策の参考にさせていただきます。</p>	C
<p>自助グループの活動を支える財政的支援の必要性について、本来、自助グループの行っていることは公的に行うべきものであり、そうであれば自助グループの活動に見合った財政支援は不可欠である。</p> <p>民間団体の活動に対する支援について、自助グループ等との連携の促進（26ページ）において、以下のとおり修文する。「相談等の事業を協働して実施するとともに活動の周知に協力し、財政支援のための予算処置も含め必要な支援に努めます。」とする。</p>	<p>・自助組織は基本的に外部からの資金援助を受け付けないと伺っており、自助活動等に取り組みやすい環境づくりを進めながら、財政支援に限定せず、支援方策を検討していきます。</p>	C
<p>拠点となる医療機関の設置、スタッフの養成（研修）に対する予算処置の必要性について、北海道においては、研修を支える人材の不足も懸念されているところであり、単純に研修等を提起しても、具体性のある提起でなければ、現場の医療にどこまで浸透するのかは全く不透明であり、実現可能性は危ういものであることを想定しなければならない。</p>	<p>・今後の具体的施策の参考にさせていただきます。</p>	C

<p>ギャンブル等依存症に罹患するのは自己責任ではないことを広く理解を求めるために以下のように修文する（20ページ）</p> <p>「それがギャンブル等依存症により生じていることに本人や家族は気づきにくく、一方で、ギャンブル等をやめられないのは本人の意思が弱いからといった自己責任論に根ざした偏見等もあり、」とする。</p> <p>具体的な取組の中にも、例えば啓発用リーフレットでもギャンブル等依存症は自己責任ではないこと、積極的な治療が必要であることを周知する内容を盛り込む。</p>	<p>・「重点目標1」に同様の趣旨の文言を追記しました。</p> <p>・また、取組については、今後の具体的施策の参考にさせていただきます。</p>	B
<p>専門医療機関及び治療拠点機関の整備（24ページ）について、「北海道の予算と責任において、厚生労働省が定める選定基準によるギャンブル等依存症の治療及び医療連携の拠点となるギャンブル等依存症の専門医療機関及び治療拠点機関を整備します。」とする。</p>	<p>・専門医療機関や治療拠点機関は、都道府県、政令指定都市が指定しますが、予算措置を伴うものではありません。</p>	B
<p>ギャンブル等依存症に係る医療の質の向上（24ページ）について、「ギャンブル等依存症に関する研修を実施するための人材の確保を含め、北海道の責任と予算において、上記研修を実施します。」とする。</p>	<p>・道においても研修に取り組みますが、関係機関独自の取組についても含まれております。</p>	B
<p>推進計画素案の策定後も絶えず見直しが必要なことについて、ギャンブル等依存症患者がどの程度で推移しているのか、推進計画素案で提起している学校や職場での啓発活動などがどの程度の成果を上げているのか、専門医療機関での受診が円滑になされているのかなどを常に検証する必要があるところ、特に北海道においてIR誘致を行うことが決定された場合には、推進計画が計画どおりに実施されているのか、推進計画遂行のための財政的裏付（予算処置）も含め検証することが必要。</p> <p>第IV章推進体制等の「4計画の見直し」について次のように具体的に明記すること。</p> <p>「基本法第13条第3項に基づく同計画の重点目標の達成状況を確認することを前提に、道では、学校、職場での啓発活動の効果や専門的医療機関の設置、専門の医療スタッフの養成状況、ギャンブル依存症患者に対する支援団体への援助のあり方などやそれに関連する予算の執行状況、広告宣伝の現状について1年ごとにギャンブル等依存症対策の効果に対する評価を行います。</p> <p>こうした評価に加え、新たにIR誘致を行うことを決定した場合など今後の社会環境の変化が生じた場合も改めて推進会議の意見を聴いて、道計画の見直しを行います。」</p>	<p>・案を一部修正しました。</p>	A

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等